

コンビニエンスストアでの 証明書自動交付サービスが始まります

12月1日(金)から、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して、コンビニエンスストアのマルチコピー機から、住民票の写しなどの証明書が取得できます。

◎利用に必要なもの

コンビニエンスストアのマルチコピー機から各証明書を取得する際は、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードまたは証明書自動交付の利用登録を行った住民基本台帳カードが必要となります。

【ご注意ください】

- ・利用者証明用電子証明書が格納されていないマイナンバーカードや、利用者証明用電子証明書の有効期限が切れた場合は、利用できません。

- ・有効期限が切れた住民基本台帳カードは、利用できません。引き続きサービスの利用を希望する場合は、有効期限が切れる前にマイナンバーカードの申請が必要です。マイナンバーカードの交付は、申請から約1カ月程度かかります。

詳しい手続き方法はマイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinsei/index.html>) をご覧ください。

・暗証番号を3回間違えるとロックがかかります。一時的に使用できなくなります。ロックの解除には、町民福祉課で手続きが必要です。

◎利用できるコンビニエンスストア

全国のマルチコピー機が設置された次の各店舗で利用できます。

- ・セブンイレブン
- ・ローソン
- ・サークルK・サンクス
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ

◎利用時間

コンビニエンスストアのマルチコピー機から各証明書を発行できる時間は、午前6時30分から午後11時までです。
※年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。また、機器の障害や、臨時のシステムメンテナンスなどにより、利用でき



きない場合があります。

◎取得できる証明書と交付手数料

町に住民登録をしている人に対し、次の証明書を発行します。

証明書の種類	手数料(1通)	留意事項
住民票の写し	300円	本人および同一世帯員のみを取得できます。
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録をしている人(住基カードの場合は印鑑登録と併せて証明書自動交付の利用登録をしている人)が本人分を取得できます。
戸籍全部(一部)事項証明書	450円	本籍も町にある人で、本人および同一戸籍の人の証明書を取得できます。
戸籍の附票の写し	300円	本籍も町にある人で、本人および同一戸籍の人の証明書を取得できます。
所得課税(非課税)証明書	300円	本人分、最新の年度分のみ取得できます。毎年6月に年度が切り替わります。

◎取得した証明書の差替えや返金

コンビニエンスストアのマルチコピー機で取得した証明書は、窓口での差替えや返金を行うことはできません。証明書に記載される内容や操作手順などをよく確認した上で、操作してください。(用紙詰りなどによる障害の場合は、利用店舗で対応します)

操作手順は地方公共団体情報システム機構ホームページ(<https://www.lg-waps.jp/01-01.html>)をご覧ください。

コンビニ交付の開始に伴い、役場に設置している証明書自動交付機は12月30日(土)で稼働が終了します。



コンビニ 交付サービス Q&A

Q1 窓口の証明書と同じ紙で発行されるのですか。

A 役場の窓口とは異なり、普通紙に印刷されますが、偽造や改ざんを防止する対策が施されています。



Q2 コンビニで取得した証明書の提出時に気を付けることはありますか。

A 1 通当たりが複数ページになる証明書の場合、ホチキス留めがされません。証明書に記載のページ番号と固有の番号で綴りであることが判断できるようにする必要があります。綴りで有効な証明書となりしますので、取り忘れのないよう注意するとともに、提出時には十分確認してください。

Q3 コンビニ交付サービスを利用するにあたり、プライバシーへの配慮はされていますか。

A 町でコンビニのマルチコピー機

は暗号化した専用回線で通信し、証明書発行後はデータが消去されます。操作、支払受領を全てご自身で行うため、他人の目に触れません。また、発行された証明書およびマイナンバーカード・住民基本台帳カードの取り忘れ防止のため、音声と警告表示で注意を促します。



Q4 暗証番号を間違えたらどうなりますか。

A 連続して3回間違えて暗証番号を入力すると、マイナンバーカード・住民基本台帳カードにロックがかかり、使用できなくなります。マイナンバーカード・住民基本台帳カードがロック状態になったときや暗証番号を忘れたときは、本人がマイナンバーカード・住民基本台帳カードと免許証などの本人確認資料を持参し、役場町民福祉課で手続きが必要です。

Q5 マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写しはコンビニで取得できますか。

A コンビニでは取得できません。

Q6 住民票の写しなどは、全ての種類がコンビニで取得できますか。

A マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写し、転出者や死亡者の除票の写し、履歴の分かる住民票の写しおよび住民票記載事項証明書のいずれもコンビニでは取得できません。

Q7 同居しているが、住民登録上世帯を分けている人の住民票の写しは取得できますか。

A 住民登録上世帯分離をしている場合、他の世帯の人の住民票の写しは取得できません。

Q8 印鑑登録をしていないのですが、コンビニで印鑑登録証明書を取得できますか。

A 取得できません。まず、窓口で印鑑登録をしていただく必要があります。

マイナンバーカードをお持ちの場合は、そのカードに利用者証明

用電子証明書が格納されていれば、印鑑登録の手続き完了後に、コンビニで印鑑登録証明書を取得できるようになります。

住民基本台帳カードをお持ちの場合は、印鑑登録に併せて証明書自動交付の利用登録をすると、コンビニで印鑑登録証明書を取得できるようになります。



Q9 コンビニで印鑑登録証明書を取得する際に、印鑑登録証は必要ですか。

A 必要ありません。
なお、役場の窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、今まで通り、印鑑登録証をお持ちの方は印鑑登録証、証明書自動交付機で印鑑登録証明書を取得していた人はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが必要です。

Q10 所得課税(非課税)証明書は、コンビニで取得できますか。

A 本人の最新の年度分のみ取得できます。毎年6月に年度が切り替わります。